

平成 22 年 8 月 6 日
日本保安炎筒工業会

使用済自動車からの発炎筒回収システムの検討について

【経緯】

発炎筒（自動車用緊急保安炎筒）の回収システムは、自動車販売業者や自動車部品業者から下取りとして回収するシステムが整備されているが、使用済自動車の解体段階（解体業者等）からの回収システムについては整備されていないことから、その回収に当たって必要となるシステム構築のための検討を行ってきたところ（本回収システムは、廃棄物処理法に基づく広域認定により実施することを想定している。）。

現在、日本保安炎筒工業会では、使用済自動車の解体段階からの回収システム構築のため、以下の課題や問題点について経済産業省や環境省、関係業界と調整を進めている。（図参照）

【課題・問題点】

1. 運搬時の安全確保（発火のリスク）

発炎筒の構造上、発火部が露出したまま運搬されると発火リスクが高くなり、また、指定の回収箱以外のものを使用した場合や指定数量以上を箱に入れた場合などは危険度が高くなるため、運搬中に発火事故等が発生しない輸送体制を整備する必要があるため、回収箱の設計、運搬方法を含めた安全管理の方策について検討中。

2. 回収体制の整備

発炎筒は火薬類であることから、指定数量（25kg）以上一箇所にまとめて保管するには火薬類取締法上の制約がある。このため、整備段階からの回収システムと同様、発炎筒製造メーカー（広域認定者）が収集運搬業者に委託し回収する方法を検討中。

整備段階からの回収システムを構築する際にも安全管理の徹底を図るため、かなりの年月を要した経験から、排出頻度の少ない排出事業者（解体業者等）に対し、どのように安全管理の徹底を図るか、またどのような方法であればご協力いただけるか等を調整する必要がある。

また、広域認定取得時に収集・運搬車両における表示方法・運用方法が変更となるため、当該変更事項を遵守させるための事務処理が必要となることから、現在、事務処理の簡素化を検討中。

3. 処理料金

現在、使用済自動車の発炎筒は産業廃棄物として処理委託されているが、排出事業者によっては広域認定による回収システムを利用することで、収集運搬距離が延長することとなり処理料金が高くなる懸念がある。

使用済自動車の解体段階からの発炎筒処理に必要な費用のうち、その一部については排出事業者には負担して頂くことを前提としていることから、前述 2. の事務処理の簡素化だけでなく全体を通してコスト低減を検討中。

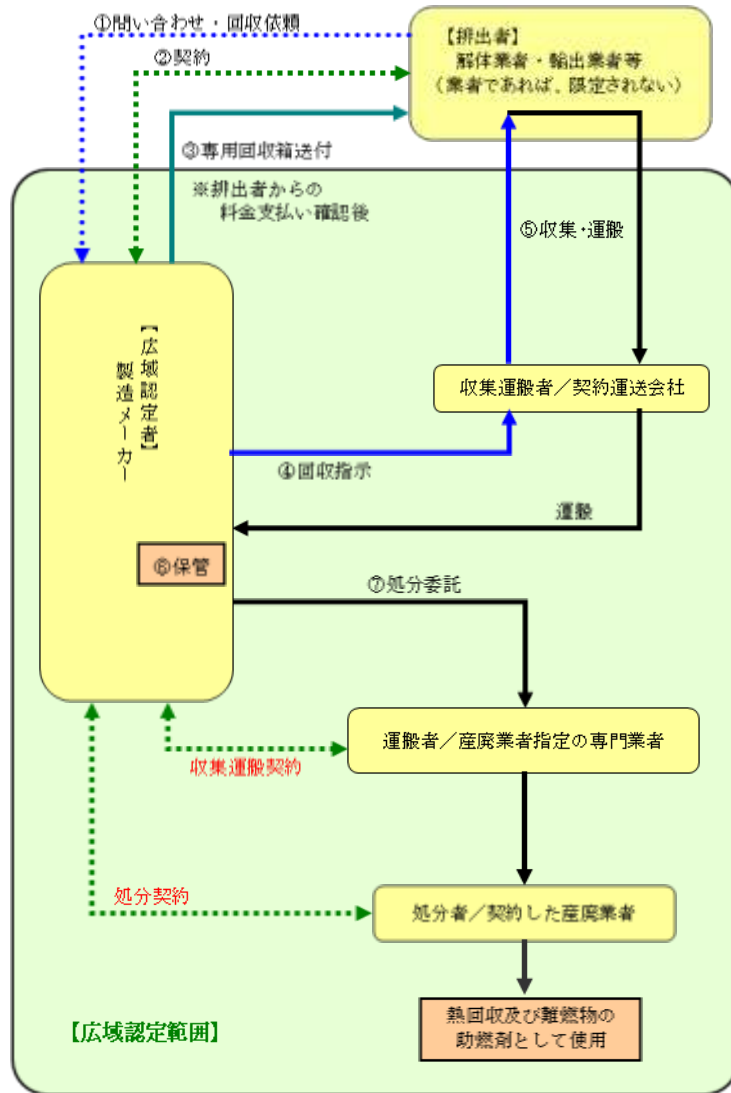
4. 回収システムの適用範囲

使用済自動車の解体段階からの回収システムを導入した場合、解体段階からの発炎筒がどの程度排出されるのか不明であり予測できない。保管庫（火薬庫）の許容量を上回る量が入ってきた場合、対応できない問題がある。このため、火薬庫の増設についても併せて検討しているが、立ち上げ初期から全国展開は困難であるため、前述 1. の安全確保を担保するため段階的な導入を検討中。

5. 発炎筒処理体制の運用・管理について

使用済自動車の解体段階からの発炎筒を処理する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に対し、整備段階からの回収システムと異なる運用・管理体制となるため、広域認定制度における運用・管理について協力を要請する必要がある。

【廃棄物処理法に基づく広域認定による回収イメージ】



※参考

【発炎筒（自動車用緊急保安炎筒）とは】

火薬類取締法第2条に定められた「がん具煙火」に相当し、保管及び運搬に規制を受ける。

発炎筒は、廃棄物処理法で廃棄物となっても火薬類であるため、25kg以上の保管にあたって火薬庫（がん具煙火庫）が必要となる。また、火薬庫を所有する場所毎に、火薬類取扱保安責任者が常時必要となる。